

内閣参質一五八第二号

平成十六年一月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員平野貞夫君提出北九州市における飲食店襲撃事件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員平野貞夫君提出北九州市における飲食店襲撃事件に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの事件（以下「本事件」という。）は、平成十五年八月十八日午後八時ころ、指定暴力団四代目工藤会組員である被疑者が、福岡県北九州市小倉北区所在の飲食店に押し入り、所携の爆発物を営業中の飲食店内で投げき爆発させ、従業員十二名を負傷させた事件と承知している。

一の2について

福岡県警察において、爆発物使用による殺人未遂等事件として所要の捜査を推進しているものと承知している。

一の3について

福岡県警察において、本事件の動機、背景を含め、全容解明に向けて所要の捜査を推進しているものと承知している。

二の1及び3について

被疑者が死亡した状況、その死因及び遺体の状況については、被疑者の遺族が福岡地方検察庁小倉支部

に對して逮捕者とされる者を殺人罪により告訴し、同支部において現在捜査中であるが、被疑者の直接の死因については、胸郭運動制限による窒息であるとの解剖所見があるものと承知している。

二の2について

被疑者は、本事件後、犯行現場の飲食店近くの路上において、逮捕を逃れようと激しく暴れたため、民間人數名によりうつぶせに押さえつけられて制圧、逮捕されたが、その際、現場に到着した警察官が被疑者を後ろ手にして手錠を掛け、仰向けに起こしたところ、被疑者が意識を失っていたため、救急隊員に容態の確認と緊急の治療を要請し、救急隊員が救急車に被疑者を乗せる際、警察官が被疑者の手に掛けられた手錠を外したものと承知している。

二の4について

福岡県警察小倉北警察署において、被疑者の実父による遺体の身元確認を行うとともに、立会いの警察官が被疑者の実父に対し、被疑者の死因が判然としないため司法解剖に付す旨説明を行つたものと承知している。

また、福岡県警察は、後日改めて被疑者の遺族に対し、被疑者の直接の死因について説明したものと

承知している。

三について

逮捕時に被疑者が死亡するに至った場合において、警察は、被疑者の遺族に対し、遺体の引渡しの際等に、捜査への支障等を勘案した上で、その死因、捜査の経過等を説明しているものと承知している。

